

留学生教育交流の実情と多文化共生への可能性

～ FSA としての実践報告 ～

The Present State of Foreign Student Affairs and Possibility to Multi-cultural Coexistence

— As Told by a Foreign Student Adviser —

渡 邊 優 生*

Yuuki WATANABE

Abstract

In 2008, the Japanese government enacted the “Plan for 300,000 Exchange Students”. This plan seeks to increase the number of foreign students studying in Japan to 300,000 by the year 2020. To serve the growing population of foreign students many universities have established specialized sections and have created a post called the Foreign Student Adviser (FSA). The role of the FSA is to help foreign students adapt to the different and unfamiliar language, culture and social systems of the host country. By supporting students’ adaptation to life in Japan it is hoped that the foreign students will experience less culture shock and stress that may disrupt their academic efforts in the classroom. In this paper the current state of work within the field of the FSA is reviewed.

Keywords: Foreign Student Affairs, Plan for 300,000 Exchange Students, Market Share of International Students, Multi-cultural Coexistence, Multi-cultural Education

1. はじめに

1980年にインドシナ難民の定住支援のため大和定住促進センターが開設、1984年には中国帰国者への支援として中国帰国孤児定着促進センターが開設された。同年文部省による「留学生10万人計画」の発表、日本語能力試験の開始などを発端として外国人留学生の増加が始まる。1980年代後半には、円高によるバブル経済の影響を受け、多くの外国人労働者が入国し始めた。そして1990年に入管法が改正され新たな在留資格「定住者」が定められ、ブラジルやペルーなどを出身とする日系人が就労できるようになった。このような政治的・経済的な影響は、日本に滞在する外国人の多様化を促してきた。しかし一方で、地域の人々には、外国人の増加を身近

*本学専任職員、留学生教育交流（Foreign Student Affairs）

に感じてその多様性までを認識することは難しく、外国人に対する画一的で固定されたステレオタイプを抱きやすい。つまり「外国人は地域のルールを守らない」「外国人は平気で嘘をつく」などの否定的な情報が過度に一般化され、全ての外国人への偏見に繋がることもあるようだ。2008年7月に、日本を世界により開かれた国とし、アジア、世界との間にヒト、モノ、カネ、情報の流れを拡大するグローバル戦略を展開する一環として、2020年を目途に30万人の留学生受入れを目指すとした「留学生30万人計画」骨子が関係省庁により制定された¹⁾。このようなことから今後益々留学生が地域社会に増え、より身近な存在になることは間違いない。しかし多くの人は、留学生を単純に外国人と広く捉え、「留学生とは何か」「どうして身近に増えてきたのか」などの知識や情報を得る機会に恵まれていない。その結果、間違った偏見や過度のステレオタイプがいたずらに留学生を傷つけることも少なくない。

さて、このような留学生を多数抱える大学では、国際交流センターや留学生センターなどの名称で専門の部署を設置し、留学生アドバイザー（Foreign Student Adviser - 以下、FSA）などの担当者を置いて対応している。文化や習慣、言語、社会制度の違う国で生活する留学生が、それらの相違を乗り越え、目標である学業を修められるようによき理解者として様々な支援業務を行う。これらの業務は、入国管理関係から、在籍管理、生活支援、その他長年の受け入れの経験をもとに工夫し作り上げてきたものまで様々である。また、今後も留学生が増え続けると見込まれる現状において、留学生が地域社会の一員として安心して生活していくためには、地域住民の理解の促進が不可欠であり、相互の偏見や誤解を取り除く多様な交流の機会や、将来の地域社会を担う子どもに対する多文化理解の推進などもFSAの重要な業務と考える。本稿ではこれらの①入国管理関係・在籍管理 ②生活支援 ③地域国際交流・多文化理解推進を留学生教育交流と総称し、筆者のFSAとしての経験からその実情について思索する。

2. 留学生の概要

(1) 査証と在留資格

外国人が日本に滞在するためには、査証（ビザ）と在留資格が必要となる。前者は、日本へ入国するための入国審査を受ける資格があることを現地の大使館が証明する推薦書のようなものであり、入国が許可された時点で使用済となる。後者は、入国が許可された際にどのような資格で滞在するのかを証明するものであり、これが外国人の在留根拠となる。よって「留学ビザで滞在している」「就労ビザに変更をする」などの言い方は誤謬である。現在27種類の在留資格²⁾がある。なお、留学生の安定的な在留のため、平成22年7月より在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし「留学」の在留資格へと一本化が施行された。ただし、法律の施行後に活動内容の変更がなければ、「就学」の在留資格を有する学生が「留学」に変更する必要はないとされている³⁾。

(2) 定義

Education at a Glance OECD 2007によると、留学生の定義を滞在国の国籍・市民権を持たない

学生を「外国人学生 (foreign students)」, 明らかに勉学を目的として国境を越えた学生を「留学生 (international students)」と区別している⁴⁾. 日本における留学生とは、在留資格「留学」にて「本邦の大学若しくはこれに準ずる機関、専修学校の専門課程、外国において12年の学校教育を修了した者に対して本邦の大学に入学するための教育を行う機関又は高等専門学校において教育を受ける活動をする者」とされている。しかし、在留資格「定住者」「家族滞在」「日本人の配偶者」の資格で在籍する学生については、「留学生」とみなすか、それとも「日本人学生」とみなすか、また「外国人学生」として留学生と日本人学生から一定の区別を図るか、大学によってそれぞれ異なっているようだ。なお、一般的に在留資格「永住」は留学生とみなされていない。本稿では、在留資格「留学」「定住者」「家族滞在」「日本人の配偶者」で大学に在籍する学生を「留学生」とする。

(3) 身分

正規課程と非正規課程の学生に分けられる。前者は選考した学部学科において定められた年数で学位の取得を目的とするが、後者は一部の授業科目の履修や特別に設定されたコースの単位取得、短期研究等を目的とする。これは大学間協定による交換留学生なども含まれる。また文部科学省「国費外国人留学生制度」奨学金受給者を「国費留学生」その他を「私費留学生」と区別する。なお国費外国人留学制度は1954年に創設され、世界約160か国・地域から75,000人以上(2007年)を受け入れている。また「研究留学生、教員研修留学生、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム留学生」の7つのプログラムにより構成されており、募集・選考方法により募集対象国の在外公館を通じて募集する「大使館推薦」、受入れ大学が大学間交流協定等により募集する「大学推薦」、在日の私費留学生の中から国費外国人留学生に採用する「国内採用」の3種類に分けられている⁵⁾。

(4) 入学条件

在留資格「留学」で日本の大学に入学する外国人は、日本人の高等学校卒業と同等以上の学力を持っていることが条件となる。日本の教育システムと同様に小学校から高等学校までの修学年数が12年間の国の出身者であれば問題ないが、ブラジル、マレーシア、ラオス、ネパール、フィリピン、モンゴル、パキスタンなど修学年数が12年に満たない国の出身者は、文部科学省から指定を受けた機関で、基礎学力及び日本語教育の補習を受けなければならない。ただし、国際バカロレア取得者、バカロレア取得者、アビトゥーア取得者で18歳に達した人は、無条件で入学資格が認められる。またこれらを満たしていない者でも、受験する大学における個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められたうえで18歳に達した者は、入学資格を得ることが可能である⁶⁾。

(5) 受入れ方法

私費留学生の大学での受入れ方法は、主に「渡日後選考」と「渡日前選考」の2通りに分けられる。前者は、渡日後に日本語教育機関などに入学し、1年程度の日本語教育を受けた後、大学へ

進学を希望する学生や、「定住者」「家族滞在」「日本人の配偶者」などの在留資格で、すでに日本に滞在する外国人を対象とした選考方法である。後者は、渡日以前に母国等で志望大学の選考を経て進学する方法で、日本語能力の証明を含めた書類選考、教職員を現地に派遣しての筆記や面接等による選考、提携校からの推薦による選考などがある。また学力検査等の実施については、留学生が日本と異なる教育制度の下で学習していることを考慮した適切な対応が求められている。そのため多くの大学が、日本語能力と基礎学力を測る日本留学試験や日本語能力試験の活用、独自の入学試験等を実施している。

3. FSA を取り巻く状況の変化

(1) 留学生数の推移と要因

1983年「21世紀初頭には当時のフランス並みの留学生数を受入れる」という目標と「国際協力・国際理解・国際人的交流」を理念とした日本初の留学生受入れ政策「留学生10万人計画」が発表された。白石⁷⁾はこの留学生10万人計画が発表された1983年から2006年までを、漸増期(1983年～1992年)、停滞期(1993年～1999年)、急増期(2000年～2005年)に分けている。漸増期は、留学生10万人計画を受けて、法務省入国管理局(以下、入管)が、留学生のアルバイトを許可するなど、留学生受入れの間口を大きく広げた時期であった。しかし、バブル景気による日本国内の労働力の需要と円高による高い賃金が要因となり、学業でなく就労を滞在目的とした者が目立つようになった。停滞期は入管により、特に在留資格「就学」に対して、厳しい入国管理が行われた。在留資格申請時の出身国・地域別による審査、不法残留率による学校別審査、申請取次制度⁸⁾が導入された。急増期は、少子化の影響による定員割れを補うため、留学生の受入れに力を入れる大学が増加した。そして留学生を受入れる教育機関が不法残留発生率5%以下であること、定期報告が適切に行われていることを条件に入管への提出書類の簡素化が実施され、2003年に留学生数は10万人に達した。しかし再び真の入国目的が学業ではなく、失踪、許可範囲を逸脱したアルバイトに従事するなどの留学生が多発したため、2004年4月から再度見直しが図られ、勉学の意思・能力に加え経費支弁能力に重点を置いた審査が行われた。不法残留発生率3%に係る大学や不法残留が多く発生している国・地域出身者については、勉学の意思、能力、経費支弁能力を有することを証する資料を提出させるなどの慎重審査の対象となり⁹⁾、その結果、留学生数は翌年の2005年をピークに大幅に減少した。その後、受入れ数が停滞するなか、政府は世界の留学生獲得競争への遅れに危機感を募らせ、在籍管理を適切に行っていると認められる大学等からの申請については、提出書類の大幅な簡素化を図るなど再び受入れ数の拡大を検討し始めた。これは従来からの多文化交流や国際親善等を目的とした留学生受入れのみではなく、優秀な人材を世界から積極的に獲得し育てることが、国際社会における政治的・経済的な影響力を維持できるという考えが確立されてきたことにある。また先進諸国における少子高

齢化が進む中で、海外から優秀な人材と労働力を獲得することが、将来の経済成長に繋がると蓋然的に判断されるようになったからであろう。世界の留学生数は 2005 年の 217 万人から 2025 年には 372 万人に増加するとオーストラリアの IDP は予測する¹⁰⁾。新田¹¹⁾ は IDP の視点は、教育を産業とみなし、留学生を消費者とみなしており、留学生市場をもっぱら経済学的な視点から見ようとしていることに他ならないという。このような社会背景のなか「留学生 30 万人計画」骨子の制定を受け、2009 年の留学生数は、132,720 人と過去最高となっている¹²⁾。

(2) 留学生 30 万人計画と様々な見解

「留学生 30 万人計画」の達成に向けての様々な課題や意見が有識者の間で議論されている。太田¹³⁾ は、新しい潮流として、これまで主要な留学生送り出し国であったアジア諸国が受入れ国へ転換を図っていることに注目している。中国の留学生数はすでに日本を超え、2005 年で 14 万人となった。またシンガポールは 2007 年で 8.6 万人、韓国の留学生数も 2008 年で 6.4 万人に達している。これらの新興留学生受入れ国は、最大の国際学生市場の中に位置するという利点を活かし、同じアジアの近隣諸国から多くの留学生を受入れているという。また OECD (2004) が留学生受入れの基本的な政策的根拠として①国際協力・理解モデル②貿易・ビジネスモデル③高度人材獲得・移民モデル④高等教育拡大・補完モデルを挙げているが、これらの国の留学生受入れの政策的根拠は多様化しハイブリッドなものに発展しており、これら 4 つのモデルが単独で説明できる時代ではないという。そして国内外の事情を分析し、この 4 つのモデルの優先順位を考慮しながら、どのように組み合わせるかが鍵となっており、日本もこれらの国の戦略的留学生政策を十分に研究する必要性を説いている。また横田¹⁴⁾ は、2025 年に 32 万の留学生の受入れが可能だと予測している。しかし、この達成には、入管法の抜本的な改訂が最大の条件であり非常に困難を伴うという。そしてこの抜本的な改革を遂行するために、必要な 10 の提言を示している。そのなかで大学の受入れ体制整備に関する事項として、大学の執行部が国際化ミッションとビジョンを明確にし、それをアクションプランに組み立てて推進するリーダーシップがないことが最大の問題だとしている。留学生の受入れは、むやみに進めれば負担が大きくなり大学に消極的な効果を及ぼすだけではなく、留学生にも不幸な事態を招く。世界的な留学交流の潮流を理解した上で、世界と日本の留学交流の関係性を知ること、そして留学生の日本社会・大学キャンパスでの現実の生活実態の把握に努める必要性を挙げている。以上のように、FSA は、世界の潮流に沿った広い視野で留学生獲得戦略の設定に尽力すべきであるが、そのためには日本留学の魅力について客観的に問い、日本の教育が世界で何を果たせばよいのか。大学における留学生の育成が日本、そして世界に通じる国際人の育成であることを心がけ、日本の発展そして世界の発展に貢献するという高い志を持つことが大切であろう。また日本社会、そして国際社会で成功した卒業生がいるならば、彼らの活躍を広く世界に伝え、日本への留学希望者の促進と、日本の高等教育への信頼性に繋げていくことも大きな役割といえる。

さらに横田¹⁴⁾ は、FSA の専門的力量的向上について、国際交流が専門的な領域であることが

これまで文科省や大学執行部にはきちんと認められず、専門家が養成されていないことを問題視している。国際・留学生関係におけるスペシャリストとしての技能、資質を身につけた職員に対するキャリア・パスを確立し、その専門性と重要性が認知されるような仕組みをつくり、その方向に進もうとする職員のインセンティブが付与される人事システムの確立が現在は求められている。このようなシステムは、ゼネラリスト型の職員とバランスの取れた配置および養成により、大学の総合的なマネジメントの向上に寄与すると述べている。確かに大学内においてFSAの専門性や役割についての認識は、大学執行部や直属の上司に大きな影響を受けることが否めない。FSAの草分け的存在である、ゲーリ アルセン¹⁵⁾は、留学生に肯定的な上司は、FSAについても肯定的に見る傾向があり、何があったとしても、常に良い方向に解釈してくれる。しかし、留学生を好ましく思っていない教職員は逆であると述べている。これは自身の多文化への強い関心と過去の外国滞在経験も影響するかもしれないが、留学生を文化的背景の違う貴重な教育的資源と捉え、大学や地域社会で活用しようと試みることにあるか、問題を起す厄介な存在ではあるが、少子化問題の学生数確保のために受入れは仕方がないと捉えているかで相違するようである。

最後に、骨子において国費外国人留学生制度、私費留学生学習奨励費制度についての改善が方策としてあげられており、今後これらの拡充が期待されている。また国費留学生は、ほとんどが国立大学に受け入れられ、私立大学には少ししか割り当てられていないことが指摘されている。筆者の経験では、非常に優秀で家庭の経済的理由から奨学金を望む日系人学生が、在留資格が「定住」または「家族滞在」のために申請できないことが多々あった。これは上記奨学金を含め多くが、在留資格「留学」を有している学生のみを対象としているためである。また入試の説明にブラジル人学校に訪れた際、多くの学生が進学を希望しているものの、両親が学費を払うことができないため諦めなければならぬと悲しい表情をしていたことが忘れられない。このような日系人の両親は日本語があまり必要のない工場で単純労働者として働くことが多く、子どもを大学に進学させる余裕がないのが現実であろう。このような外国籍の子どもたちの未来への希望を拓く高等教育機関への進学を行政、教育機関、地域が連携して支援しなければならない。彼らを日本社会の第一線で活躍できる人材に育てることが、やがて在住外国人全体の社会的地位を高めることに繋がるはずである。日本の将来を担う優秀な人材に平等に奨学金が配置されていくシステムの構築は喫緊の課題であるといえる。本稿においては紙幅の都合上割愛するが、FSAはその専門性と国際性を活かせる立場から、これらの日系人を取り巻く社会的な問題に対して関心を持ち可能な範囲での貢献が期待されていると考える。

4. 留学生教育交流の実情

I. 入国管理関係・在籍管理

(1) 入学前の手続き

渡日前選考により入学する留学生は、一般的に申請取次制度⁸⁾を利用し「在留資格認定証明書交付申請」(以下、認定申請)を行い、入管から「在留資格認定証明書」の交付を受ける。そして在外する日本国大使館・領事館で査証を申請し発給を受けた後、空港等で上陸許可申請を行い、承認を受けて入国する。この認定申請に必要な書類については、2009年1月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会において「留学生及び就学生の受入れに関する提言」がとりまとめられ、適正かつ円滑な入国・在留審査を実施するため、不法残留や不法就労者を発生させないなど留学生の在籍管理を適切に行っていると認められる大学等からの申請に係る提出書類については、原則として申請書のみで良いと大幅な簡素化が図られた¹⁶⁾。これは一見すると事務負担は軽減し、留学生を受け入れやすくなったかのように見えるが、現場の認識は全く異なる。なぜなら書類の簡素化とは、認定申請を取次いだ留学生に対する責任をこれまで以上に大学が負うことを意味し、本来入管がすべき入国審査が大学に委託されたと言っても過言ではないからである。つまり在留目的が学業ではない留学生を安易に認定申請することのないよう、申請書以外の書類も、不備や記入ミス・漏れはないか、また各証明書の偽装や、経費支弁能力への疑問、その他書類との整合性について審査することは必要不可欠となる。結果としてFSAは、これらの業務において大学の地域に対する社会的責任からこれまで以上に周到でなければならない。

(2) 入学後の手続き

1) 資格外活動

在留資格「留学」で滞在する留学生の就労活動は原則として認められていない。しかし、学業を阻害しない程度でアルバイトをすることは、資格外活動として一定の条件の下で許可されている。日本と貨幣価値が大きく異なる国の出身者にとっては、両親からの仕送りや貯蓄のみで生活することは現実的に厳しく、安心して学業に専念できるよう、アルバイトをして生活費を補うことは必要なことであろう。またアルバイトをすることによって、日本の社会を学ぶ最良の機会となり、なかには将来の進路を見出す者もいる。その苦労と社会経験が大人としての自立を促し、責任を養い、自信を深めていく。そして大学以外の知人や友人を作り、地域社会に溶け込んでいけるのである。なお、資格外活動の許可は「資格外許可申請書」「外国人登録書のコピー」¹⁷⁾を本人かFSAによる取次申請で入管に提出することで受けられる。ただし注意事項として資格外活動は、正規生、交換留学生、科目等履修生などの区別に関係なく、1週間につき28時間以内(夏休み等の長期休暇は、1日につき8時間以内)と入管法に定められた許可時間があることだ。また当然のことだが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律¹⁸⁾にいう風俗営業若しくは店舗型性風俗特殊営業等に従事した場合や、資格外活動許可を受けずに就労した場合など退去強制を含む厳しい処罰を受けることになる。万が一留学生がこのような違反を犯した場合、大学の在籍管理・指導不足を入管から指摘され、ペナルティーとして次年度以降の在留資格

認定審査に影響を受けることになるだろう。また新聞等による報道が大学の社会的信頼を大きく失墜させるほどの問題にさえ発展するかもしれない。このようなことが起こらないためにも、FSA は日常のコミュニケーションや面接などを通して留学生の大学内外における生活行動の把握に可能な限り務め、資格外活動に厳格に対応する必要がある。また2010年7月より資格外活動の申請にあたり「副申書」の提出が必要なくなった。これは受入れ大学が発行し、申請希望の留学生の名前、アルバイトの就労予定時間、長期休暇期間などを記入する書類であった。これにより成績や生活に問題のある留学生が大学に報告なく、入管に申請することを阻めたこともあり、今後の対応を考えていかなければならないだろう。例えば成績や授業出欠の状況・ゼミ教員の許可印・勤務先住所や連絡先、勤務時間、勤務先の責任者印などが明記された書類などを準備、提出させることも一つの方法であろう。またアルバイト先によっては、資格外活動に許可された時間についての認識不足や、人手不足から半ば強引に残業させるなどのケースが確認されている。近年の不況のなか、留学生にとってアルバイトを探すことは容易ではないが、強い意志で断る勇気を持つ様に留学生に指導し、時にはFSAが雇用主と直接、事実確認を行い、留学生に対する理解ある態度を迫ることも大切なことであろう。さらに留学生の親族が在留資格「家族滞在」で在日している場合、その対象者が違法な活動に従事することがないように十分に注意を促し、留学生の家族構成の把握についても務めておきたい。いずれにしても留学生にとって不利益とならないように慎重に対応することが求められる。

2) 在留期間更新許可申請・再入国許可制度

在留資格「留学」の在留期間は「2年3ヶ月」及び「1年3ヶ月」と定められている。¹⁹⁾ 例えば、学部1年生として入学した留学生が2年3ヶ月の在留期間を得た場合は、3年生で在留期間が満了するため、卒業までの残り期間を更新しなければならない。この手続きを「在留期間更新許可申請」(以下、在留期間更新)という。申請は、一般的に在留期間満了日2ヶ月前から申請できる。また満了日当日までに入管に必要書類を提出すれば、申請に間に合うが、書類不備や事故等の不測の事態に備えて、遅くとも2週間前には申請を終わらせ、入管の審査を待つことが賢明であろう。また過去に留学生が在留期間更新をFSAによる取次申請を利用せず、本人自身で行った場合、FSAが留学生の提出書類を精査できないことがあった。しかし、2009年度より大学が必要事項を記入した公印付きの書類を提出することが義務付けられた。さらに今後の動向として、「留学」の在留資格については、大学等における教育期間を考慮し最長の在留期間「2年3ヶ月」を「4年3ヶ月」とし、改正入管法が公布された平成21年7月15日から3年以内政令で定める日から施行される予定となっている²⁰⁾。しかし問題は、これまで在留期間の更新は、FSAにとって留学生指導の機宜であり、留学生自身においても自己の留学生活を見直し、反省するために必要な機会であったように思われる。留学生にとって、在留期間の更新が許可されないことは自動的に進学できず、帰国しなければならないことを意味する。また更新許可を受けても、最長の「2年3ヶ月」ではなく、「1年3ヶ月」であった場合、次年度に再度同様の審査を受けな

ればならない。これは申請者に何らかの違反や、学業不振などが入管に確認されたからであろう。留学生にとって2年後、若しくは1年後に控える在留期間更新は、日本社会で責任ある行動を取るための必要な枷となっていた。以上のようなことから、この改正に対する筆者の疑問と不安は大きい。

最後に留学生が、夏休み等の長期休暇を利用して、一時帰国するなどの場合、在留資格を喪失しないように事前に地方入国管理局に必要書類と手数料を提出し、旅券に再入国許可を受けなければならない。特に在留期間更新の時期などは、母国に帰国している間に在留期限がきれることがないように更新許可が認められた後、再入国許可を受けて帰国をした方が無難であろう。ただし、改正入管法が公布された2009年7月15日から3年以内の政令で定める日から「みなし再入国許可制度」が施行されることになり、有効な旅券及び在留カードを所持する外国人で1年以内に再入国する場合には、原則として再入国許可を受ける必要はなくなる²⁰⁾。これにより留学生が知らない間に母国に帰国していたなどのトラブルが出来ることが予想されるため、新たな対策を考える必要がある。

II. 生活支援

(1) 宿舎トラブル（留学生総合保障制度）

2009年度外国人留学生在籍状況調査によると、公的宿舎に入居している留学生は31,429人のみで、残りの101,291人が民間宿舎等に入居している¹²⁾。このような留学生の住宅事情において、不注意による水漏れや、備品等の損壊、失火、盗難被害等が発生するリスクは非常に高い。留学生にとって安全な住環境の確保は、留學生活の基盤であり切実な問題でもある。このようなトラブルに巻き込まれることで、ショックから目標を見失い、学業の継続を脅かす事態に発展する可能性さえあるだろう。また保証人が抱える精神的・経済的な負担も非常に大きいと考えられる。このような問題に対応するため、平成11年3月より留学生総合保障制度が発足している。この制度に協力する大学等に在籍する留学生がこれに加入することで、万が一の失火や水漏れ等による家主への賠償や、連帯保証人が家賃未払いによる債務の履行請求を受けた場合などに補償を受けられる。一般的に留学生が在籍している大学が、学長等の名義で連帯保証人となることが多いようだ。このように留学生と大学双方にとって非常に有益な制度であることは間違いないがいくつかの注意点もある。まず、平成20年3月1日から保険の種類を「住宅総合保険」から「海外旅行保険」に変更されている。これにより自転車を運転中、歩行者と接触して怪我をさせた場合などの日常生活に起因する事故等の賠償責任や、被害事故などによる後遺障害においても補償の対象とされるようになった。また賠償保険の補償額を引き上げ、保険料も引き下げられた。さらに手続き等に関しては、これまで加入者が転居した場合、一旦契約を解約し再加入しなければならなかったが、内容改定後は住所変更の届けを行うのみでよく事務手続きの負担は減った。しかし一方で、留学生本人が所有する家財についての補償はなくなり盗難等による被害については

今後補償されない。また家賃未払いへの保証金手続きに関しては「補償期間中・内に賃貸借物件の明け渡しを完了させた・した時」が前提となっているため、病気などで収入を得られなくなった場合等の家賃未払いや、在学中に行方が分からなくなったなど、書類上入居中となっている場合は、連帯保証人が債務履行をしなければならない。さらに、留学生が補償の期間更新や、住所変更の届けを忘れたときに、偶然事故が発生した場合の補償も当然受けられず、連帯保証人の負担は避けられない²¹⁾。このような事態が生起しないように、FSAは、日頃から留学生の保証期間を一人一人確実に把握し、更新の時期には加入忘れがないように指導することが必要となる。また卒業する留学生に対しては、契約書の保証人を変更をさせ、更にその契約書のコピーを提出させるなどの確認を徹底した方が良いだろう。それを怠ると数年経った卒業生の家賃未払い金を行方が分からないと、大学に請求されることが起りうるのである。

(2) 交通事故（国民健康保険制度、国民年金制度、その他）

留学生が事故にあった場合、母国と日本との制度（交通ルールや保険など）の違いを理解することは非常に難しく、不利な立場におかれぬようにFSAのサポートが要用であろう。問題が深刻なほど留学生が精神的に追い詰められていく可能性は高く、お互いの信頼関係を築きながら、少しでもストレスを緩和できるような心遣いを大切に考えなければならない。留学生の交通事故への対応を繰り返すうちに、国民健康保険へ加入しておくことが、いかに須要であるかを痛感することが多い。原則として交通事故による被害者の治療費は加害者が負担しなければならない。しかし、留学生の場合、動揺して加害者との話がうまくできない可能性がある。またなんらかの理由で加害者からの医療費の支払いが遅れることもあるかもしれない。このような場合、第三者行為による被害届や交通事故証明書などの必要書類を提出することで、国民健康保険で治療を受けることができる。これは加害者が負担しなければならない治療費を国民健康保険が一時的に立て替えて、後日、被害者に代わって加害者にその費用を請求する仕組みである²²⁾。このように国民健康保険制度は、事故による怪我や、病気などのリスクに対応できる公的な制度としては非常に優れているが、留学生にとってはなじみがなく加入に対して抵抗を感じている人も多い。この制度を理解してもらえるように、大学や行政がセミナー等を開く必要性を感じる。その際、保険料は前年度の所得を基に計算されるため、資格外活動で定められた時間以上のアルバイトに従事した際、支払い金額が高額になる可能性があることも事前にしっかりと説明・指導しておきたい。また外国人国民健康保険法施行規則が2004年6月に改正され、在留期間1年以上などの条件がなくなり、在留資格「留学」を有する者すべてが国民健康保険に加入できるようになった²³⁾。なお、入管は「在留資格の変更、在留期間の更新許可のガイドライン」を2009年3月に改正し²⁴⁾、2010年4月以降よりこれらの申請時に国民健康保険書の提示を義務づけることとした。また国民年金においても、20歳以上60歳未満の外国人は国籍にかかわらず加入しなければならない。ただし学生納付特例制度が留学生にも適応されるため、条件を満たしていれば納付を必要としない。しかし、来日間もない留学生などは、制度に対する理解不足や手続きの面倒さから加入を

躊躇する傾向がある。加入を怠れば万が一の場合、障害基礎年金・遺族基礎年金が受け取れないため、入国時に居住する市区町村の窓口で外国人登録・国民健康保険に加入した際、国民年金にも忘れず加入しておくように指導しておきたい。また大学が在籍する留学生の国民年金への加入と免除の手続きを一括で行える制度もある。その他にも、万一、留学生が不幸な事態にあった場合、受け入れ大学の負担を軽減できるよう「救済者費用等担保特約付き普通傷害保険」なども民間の保険会社から販売されているので確認しておきたい。

(3) 病気（異文化ストレス）

留学生からの相談は、学業や卒業後の進路、経済的な問題、人間関係、病気、そして予期せぬ事件・事故によるトラブルなど多岐にわたる。このような問題の中でも、FSA にとって特に気がつきにくく、対応が難しいものが心理的な問題であるだろう。言葉、文化や社会制度、生活習慣や対人コミュニケーション等が母国と異なる環境のなかで暮らすことは容易ではない。常に精神的にも肉体的にも大きなストレスを抱えながら適応しようと努力している。このストレスが原因となり頭痛や胃痛などの症状がでる留学生が非常に多い。そして学業に集中できず、授業の欠席が続くことになる。またひどい場合には、抑鬱症になる可能性もある。このようなストレスが長い時間をかけて積み重なったことで、命を脅かす深刻な状態にまで発展した留学生がいた。ある日、この学生の様子がおかしいため、学生宿舎に行ったところ意識が無い状態で倒れていた。すぐに救急車で近隣の総合病院に搬送されたが、医師によると心電図、血液、心臓、脳波の検査は全て正常であり、おそらく 90%の確率で精神的ストレスが原因との診断であった。この留学生への対応は、約 2 年の月日を要し大変な忍耐を必要とした。本人は寝返りもできず一見何も反応がない。しかし、しばらく話し続けたり、母国の音楽を流したりすると涙を浮かべた。1 週間に数回の面会と、オムツなどの消耗品の補充のために、病院に通い意識の回復するのを待った。鬱の症状であろうが、はっきりとした病名は分からず、担当した精神科医もどのように治療したらよいか分からない様子であった。親の反対を押し切って留学を決めたようで、母国に帰ることはできないという事情と異文化に上手く適応できない辛さと寂しさの狭間で苦しみ、眠ることにより社会から自分を閉ざしてしまっているのだという。この話を医師から聞いたとき、異文化で暮らすということはこれほどまでに人間にストレスを与えるものなのかと胸が押しつぶされるような気持ちになった。その後、意識は回復し、医師の判断で母国に帰国して治療を進めたが完治は難しく退学した。この留学生の対応をした経験から FSA として感じた点をいくつか述べたい。FSA は、留学生の生活実態の把握に努め、留学生との信頼関係を培わなければならない。日頃から留学生の顔を見て、声を掛け、日常の会話から様子を伺うことが大切である。挙動不審な留学生がいれば、FSA の間で情報を交換し注意しておく。また必要なら他の留学生からの情報入手に務め、事故の予防と問題の深刻化を未然に防ぐことは効果的であろう。そして実際に事故がおこった場合や、精神的な問題を抱えた学生への対応を迫られる事態に備え、日ごろからカウンセリングの知識を深め、このような問題に対応できる専門医や専門機関とのネットワークの構築

に努めておくことが大切である。親元を離れて暮らす留学生が、病気や事故などのトラブルに直面したとき、もっとも身近で支えとなる存在がFSAとなる可能性は高い。しかし、このような対応を繰り返し、真摯に留学生と向き合うなか、FSA自身がストレスを感じ心の病気になることもある。なぜならこのような留学生と向き合うことは、彼らの苦しみの一部を共有することにも繋がるからであろう。留学生から信頼されるためにも、誠実で柔軟な対応が要求される一方で、このような悩みを自らが抱え込み過ぎることのないようにストレスをコントロールするスキルを身につけることも重要なことであろう。

Ⅲ. 地域国際交流・国際理解推進

(1) 多文化社会における留学生の存在価値

2008年における外国人登録者数は221万7,426人で、総人口に占める割合は1.74%となっている²⁵⁾。異なる文化背景を持ち、多様な滞在目的をもった外国人が身近な生活者として暮らすなかで、様々な問題と課題が発生している。その分野は非常に多岐にわたり、どれも解決に向けて相当に困難な状況である²⁶⁾。1990年代半ば、このような社会背景に危機感を抱いた人々による様々な活動がボランティアレベルで動き始め、その地道な努力と訴えが、やがて地方自治体レベルでの対応へと繋がり、現在では国際化基本計画や国際化（多文化）推進条例などの制定が発表されるまでに至っている。また総務省は、2005年度の重点施策に、国籍や民族などの異なる人々が、お互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に生きていくことと定義した「多文化共生社会」を目指した取組みを掲げ「多文化共生の推進に関する研究会」を設置、地方自治体における多文化共生推進について、総合的・体系的に検討を進めるとともに、2006年3月に「多文化共生推進プログラム」を取りまとめ「地域における多文化共生推進プラン」を策定した²⁷⁾。これにより国レベルでようやく地域社会への多文化共生にむけての指針が示された。渡戸²⁸⁾は、「日本の国家と社会に多文化主義が根づくためには、その基礎的な価値としての「自由」「正義」「人権」が制度・政策のレベルでしっかりと実現されてゆくことが最も重要な課題となるが、それに留まらず、それらの価値を私たち一人ひとりの『心の習慣』として獲得し、さまざまな社会空間に着実に実現してゆくことが求められている」と述べている。横田²⁹⁾は「留学生をその在学期間だけではなく、卒業後も日本で暮らしていく存在として捉えなおすならば、それはとりもなおさず地域での受入れ体制の問題と直結してくる。これまでの地域での留学生支援は、留学生が在学している間を想定していたし、一時的な存在として捉えて対応していた。しかし、これからはそこにもしかすると生涯共に暮らす存在として受入れていくことになる。ある程度住み慣れた外国人の方々は、むしろスタッフとして新しい方々のお世話をする存在となるだろう」と述べている。筆者は留学生の日常生活の中心が大学の授業とアルバイトだけになるのではなく、地域社会に積極的に溶け込み多くの知人や友人に巡り合い、そこから生まれる草の根的な交流から学べることも、日本で留学したという将来の貴

重なる財産になると信じている。FSA は、地域社会に留学生を温かく受け入れ、日本と異なる文化背景をもつ彼らの存在の価値に気が付いてもらえるように努めなければならない。日本語が堪能であり日本で学ぶための強い意志と希望を持っている留学生が、地域社会の人々とのパイプ役を担う存在となるならば、お互いにとって素晴らしいことではないだろうか。留学生が日本で学び、地域で生活者として共に暮らしていることと、その存在の価値を私たち一人ひとりの「心の習慣」として獲得し、彼らがもたらす可能性を多文化共生社会の実現に向けた活動に積極的に繋げることが期待される。

(2) 留学生をパイプ役とした多文化理解教育の推進

アルセン¹⁵⁾は「大学全体や地域の人々をも対象とした異文化理解の促進は、FSA の職務から切り離すことができない重要な仕事である。他の誰のためでもなく、留学生のために FSA は、受け入れ国側の人々の留学生に対する接し方や態度に深く関与していくべきである。留学生を温かく受け入れられる大学や地域は、留学生のアメリカでの生活への適応を助け、結果としてお互いにとってとても有益なことである。アメリカ人のグローバルなものの見方を養うためには、留学生を触媒として活用するのが有効であり、このようなイベントを主催することも仕事の一部として期待されている」と述べている。これらの仕事とは、学内の日本人学生と留学生との多文化理解を促進するための交流会、地域貢献の一環として、地域住民を交えた国際交流イベントや留学生を講師とした公開講座等の企画などが定番であろう。特に近年は、教育機関や地域国際交流団体などから外国の文化や習慣、語学などを留学生に教えて欲しいとの要望が年々増加傾向にあり、これらのコーディネートや派遣する学生への指導、アドバイスなども行う必要がある。留学生の個性や特技、さらに留学生を取り巻く幅広い知識や問題を一般化せずに柔軟に対応できる FSA がこれらに従事する意義は非常に大きく、より実りある活動が生まれることが期待できる。さらに、このようなイベントを企画する際は、主催者名の宣伝ありきの形だけのものではなく、地域の問題や課題について真剣に学び、地域が求めるニーズを理解し、より実情に沿った理念を掲げ、共感してもらえる斬新な取組を生み出すことが求められていることを忘れてはならない。さて以上のような意義のもと筆者自身も様々な取り組みを実施してきたが、紙幅の都合上全てを紹介することは難しい。そこで本稿では近年、小学生や高校生を対象とした多文化理解教育に、留学生をパイプ役としたいいくつかの取り組みから、その活動内容と対象者である高校生と小学生の感想をいくつか紹介したい。そもそもここでの多文化理解教育とはユネスコ(国連教育科学文化機関)の推進のもと様々な名称を変えながらも、学校教育の現場で外国やその文化についての理解を中心に子供に対して実施されてきた国際理解教育に、地域において同じ生活者として多様な「異なり」を持つ外国人が身近で増加していくなかで、多文化空間に無意識のうちに存在する偏見や差別、隠れていた不平等感や矛盾を捉えて、問題解決への道を探り、実践を重ねる過程で「市民」としての人格を磨いていこうとする教育の視点から捉えた、多様性の教育学とも言われる「多文化教育」²⁸⁾の要素を組み込んだものである。導入時は、何よりも留学生

との交流を楽しく感じてもらい多文化に興味も持ってもらうことを心掛けた。そして活動を通して文化や習慣などの違いに純粋な気持ちで驚きながらも、その多様性を受入れることの大切さを学び、同じ人間としての心の繋がりを持つことができるような対話を取り入れる工夫を図った。川村²⁸⁾は、「つながりあう」ための行動に導く「対話力」とそこから新たな自己環境を創造することの必要性を重視しているが、これに加え留学生が抱える様々な悩みなどを知ること、国際問題に対する問題意識を芽生えさせ、将来解決に向けて取り込むことができるような人材育成を最終目標としている。活動終了後に、気がついたことや考えたこと、また今後自分自身でどのようなことができるのかを記入させた「ふりかえりシート」をみると上記の目標はおおよそ達成できたように感じている。またその他にもこのような活動から現在の自分を見つめ直し、将来自分は何をしたらいいのかを考え、自分の目標とする将来像と進路を見出した者もいるようだ。このようなことから、多文化理解教育は子供たちの豊かな人間性を培う人間教育であるともいえよう。しかし本稿では割愛するが、このような活動は改良すべき点や限界も多い。活動の事前事後にその欠点や注意点について説明を怠ると大きな誤解を招くことが危惧されるため注意が必要である。なお活動を（Ⅰ）写真などを通して多文化を学ぶ「観察レベル」（Ⅱ）多文化に実際に触れる「接触レベル」（Ⅲ）多様性「異なり」を認識する「感受レベル」（Ⅳ）問題を共有し共に考える「共有レベル」（Ⅴ）問題解決に向けて実際に行動する「貢献レベル」などの段階に分けている³⁰⁾。その一部とふりかえりシートによる受講者の感想を以下に紹介する。

対 象：市内小学生約 300 名・県内外高校生約 400 名、2006 年 10 月～2010 年 2 月まで 15 回程度実施。

場 所：大学講義室等・県内高等学校教室等

内 容：

（Ⅰ）（Ⅱ）観察・接触レベル

- ①インターネットを利用して留学生の出身国や町を一緒に見る。
- ②留学生に本、写真、民族衣装、民芸品、お金など母国の物を見せてもらう。
- ③留学生による語学（母語）講座。④留学生による民俗芸能の披露や遊びなどを体験。

（Ⅲ）感受レベル

- ①フォトランゲージを利用した留学生紹介 ②部屋の四隅（ステレオタイプを発見する活動）
- ③仲間探しゲーム（偏見・差別について考える活動）④日本の常識・非常識（文化や習慣の相違に気が付くための事例紹介）⑤児童労働体験ゲーム ⑥多数派？少数派？ゲーム
- ⑦お喋りゲーム（多文化コンフリクト体験）⑧お医者さんの話 ⑨留学生母国〇×ゲーム

(IV) 共有レベル

- ①留学生からのお話(留学して困ったこと、驚いたこと・国際交流の意義・災害、紛争経験など)
- ②日本人学生による海外体験談・国際関連の職業紹介, ボランティア体験談
- ③外国人の取り巻く問題の紹介

(V) 貢献レベル

- ①ユニセフカードで留学生と文通
- ②児童ができる国際貢献の紹介 (募金・ベルマークなど)
- ③留学生の話や外国人を取り巻く問題の事例についての意見交換と自らが実際にできることを検討.

(VI) 国際交流を考える前に

- ①日本 (自分たちの住んでいる町など) の紹介 (対象: 高校生) ②歌や踊りのお礼 (対象: 小学生)

受講者の感想:

■部屋の四隅 (ステレオタイプを発見する活動) [対象: 小学生]

(1) この活動を通してどのようなことに気がつきましたか?

- ・答えは全部「どちらでもない」でした. 他の国の人に向けていろいろなことを決めつけていました. これからは決めつけずにまず考えてからその国の人達の特徴を言おうと思います.
- ・いろいろなことが分かりました. その中から重要なのは外国人を見た目で決めないことです.
- ・答えは全部「どちらでもないでした」. びっくりしました. それは全部僕がきめつけていたことが分かりました. 世界の文化とかがいろいろ分かりました. 勉強になりました.
- ・はじめばくは何をするのか分からないのでドキドキしました. いろいろな国のクイズをしました. 全部終わって答えを聞いたら全部「どちらでもない」でした. 差別はいけないと思いました. いろいろな国のことが知れたのでうれしかったです.

■仲間探しゲーム (偏見・差別について考える活動) [対象: 高校生]

(1) この活動を通して気がついたこと, 考えたこと.

- ・自分には分かりやすく楽しかった. 人それぞれの異なりに気がつかずに, 差別してしまうことに気がつた. これを実際に人にしてしまうことは, 怖いことかもしれないと思った.
- ・文化の違いや色の違いはあるけれど, みんな同じ人間なのだから, これからは今日みたいに仲間はずれにせず, みんなが仲間だといえるように交流をしていきたい.
- ・まず言語が使えないことがこんなに大変なことだと思いませんでした. でも言語が使えなくても皆で協力し合い, ジェスチャーなどで積極的に交流したら自然に輪ができていくのだなと思いました.

・言語や肌の色の違いなどは人と人との付き合いで関係がない。世界の人はみんな仲間なんだと思えた。

■留学生が驚いた日本の常識・非常識（文化や習慣の相違に気が付くための事例）[対象：高校生]

(1) これまで自分が当たり前だと思っていた方法が否定されたらどのような気持ちになりますか？

- ・それまで当然だと思っていたことだからすごく驚いてどうしたらいいのか分からなくなると思う。
- ・そんなこともあるんだって逆手にとって吸収して、国際的な人になりたい。
- ・なぜ自分の考えが理解されないのか不思議な気持ちになる。自分のことを受け入れて欲しい。
- ・仕方ないことかもしれないけど嫌な気持ちになる。自分の国が否定された気分になる。

(2) この活動を通して気づいたこと、考えたこと

- ・お互いの文化や習慣等を理解することが必要だと思う。考え方を広くもたなきゃと思った。
- ・いろいろな国があれば文化も違う。いろいろなことが学べて外国人との交流っておもしろいと思った。
- ・自分が海外に行ったときに不思議に思えることがあると思うけど、偏見を持たないようにしたい。
- ・何も知らずにその国でタブーとされていることをしてしまうことは本当に怖いことだと思う。
- ・日本では当たり前なことだけど世界を見渡せば、日本とは全く違う文化があることに驚いた。

■児童労働体験ゲーム [対象：高校生]

(1) この活動を通して気がついたこと、考えたこと。

- ・これはゲームなので死んでも笑って済ませられるが、実際に児童労働をしている子供がいる事を思うと何とも言えない気持ちになる。
- ・ゲームといっても自立できる子ども、死んでしまう子どもと分かれていて、今の現実がちゃんとあらわれていてショックを受けました。
- ・ゲームだったから少し楽しかったけれど、現実に行っている子ども達がいるのだと思うとどうすればいいのかこれから考えてみたい。
- ・自分が小さいときにこんなに苦勞していたらと考えるととても今が幸せなんだと気がついた。

(2) この活動を通して自分のできることを考えよう。

- ・自分で選んだ道によってその先も変わってくるので、ゲームとは違い慎重に考えようと思った。

- ・今までは何も考えずにのんきに過ごしていたけど、今日の講義を受けて少し国際のことについて考えてみるように心がけようと思いました。
 - ・これからは自分にできることがあったらなるべく協力したいと思った。
 - ・人のために生きたい。苦勞している子どもたちのために募金活動をしたい。
- その他 [対象：小学生]
- ・ユニセフカードを書きました。それが貧しい子どもの活動のためになることにびっくりしました。
 - ・留学生さんの困ったことや心配なことを聞きました。留学生さんは一人で暮らしているので病気になったときに誰も看病してくれなくて困ったそうです。言葉が通じない時はとても心配だったけど、日本人の人に助けてもらってとてもうれしかったそうです。
 - ・インドネシアの学生さんはおにぎりのふくろの開け方を教えてもらったのと、友達がたくさんできたことがうれしかったそうです。今日のゲームが楽しかったように、だれでもどんな小さな事でも教えてもらったらうれしいんだなと思いました。外国の人にも私たちが教えたいと思います。
 - ・いろいろな留学生と交流できてうれしかったです。またこういう機会があったらいいな。もう一度今日会った留学生さんに会いたいです。みんなにサインしてもらえとてもうれしかったです。
 - ・留学生さんの国では靴をぬがずに家に入るとかあいさつがわりにキスをするとかびっくりするようなことばかりでした。とても楽しくてまた今度行きたくなるような授業でした。

5. おわりに

日本に滞在する外国人が多様化するなか、地域の人々には、その認識不足から外国人に対して画一的で固定されたステレオタイプを抱きやすい。同様に留学生についての正しい知識や情報を得る機会が少なく、結果として間違った偏見や差別に繋がることが多い。今後益々留学生が地域社会に増え、より身近な存在になることは間違いなく留学生教育交流の実情を整理、把握しておくことは今後の留学生に関する諸問題を考察する上での起点になると考える。さらにその一つとして、筆者が実践した「留学生を活用した多文化理解教育」の事例を紹介した。留学生が安心して生活していくためには、地域住民の留学生に対する理解と、留学生が地域社会の一員であることの意識を啓発することが大切である。そのためにも相互の偏見や誤解を取り除く多様な交流の機会や、将来の地域社会を担う子どもに対する多文化理解の推進も FSA の重要な業務であると確信する。

最後に FSA の心構えとして、その職に就く者は、地域在住の外国人を取り巻く様々な問題や、しばしば改正される法律や制度にも敏感でなければならない。どの問題も解決が相当に困難であり、長い時間と多くの労力が必要とされることは言うまでもない。しかしこれらのすべてを担

うのではなく、優れた国際感覚と、地域ボランティア団体・教育機関・マスコミなどとのネットワーク力を駆使し、それぞれの分野で活躍している人と協力しながら、よりよい地域づくりに向けて努力していかなければならない。さらに「多文化共生」という言葉がスローガンのように地域社会に浸透しているが、この理想的な言葉こそがその定義にある「国籍や民族などの異なる人々」と、日本人である自分との差異を無意識に心に植え付け、逆に強めているように見えなくもなく、その異なりとは決して悪いことでなく価値ある素晴らしいことだと気がついてもらうことを特に念頭におかなければならない。またすべての人々が対等な関係を築きながら共に生きていく社会は、世界の貧困や様々な問題から見れば、現在の社会のなかで果たして存在するのであるかと考えることもある。実際に多文化共生の概念を脱却した、より具体的で現実的な支援や実践が問題解決に有効なこともあるように思える。私達が多文化共生に向けそれぞれの分野で日々努力する上で、時にはその言葉を問いなおし、立ち止まることもまた必要なことではないだろうか。

注.

- 1) 文部科学省高等教育局学生支援課留学生交流室 (2008) 『我が国の留学生制度の概要』 留学生 30 万人計画骨子
- 2) 法務省入国管理局 (2010) 『在留資格一覧』
http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukanho_ho12.html
- 3) 法務省入国管理局 (2010) 『新たな在留管理制度』
<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact/newimmiact.html>
- 4) 小林明 (2008) 『留学生の定義に関する比較研究』 図表 2. 1.
<http://www.kisc.meiji.ac.jp/~yokotam/3%20publications%20rp%20PDF/tokubetukikouronnunn.pdf>
- 5) 文部科学省 高等教育局学生支援課留学生交流室 (2008) 『我が国の留学生制度の概要』 III 留学生受入れに関する施策 4 国費外国人留学制度による募集
- 6) 文部科学省令第 4 1 号『学校教育法施行規則の一部を改正する省令』2003 年 9 月 19 日号外第 3695 号
- 7) 横田雅弘ほか (2007) 『留学生交流の将来予測に関する調査研究 第 2 章 第 1 節 1. 白石論文の概要』 一橋大学留学生センター・留学生課
- 8) 申請取次制度: 留学生が在学中に必要な入管手続きは、原則として本人が行わなければならないが、例外として入管の承認を受けた大学の職員等が代理で取次ぐことができる。この制度によって留学生は入管に行くために授業を休んだり、難しい手続きを行ったりする必要がなくなる。また大学においては、留学生が適切に在留手続きを行っているのかを確認、指導することが可能になる。入管においても個々に訪れる留学生を対応するのに比べて窓口業務の繁雑さが軽減されるなどのメリットがある。

- 9) 中山昌秋 (2008) 『出入国管理の現状と留学生に係る諸問題について- 留学生 30 万人計画の実現に向けて -』日本学生支援機構 留学生担当者協議会における講演内容
- 10) 世界の留学生数は 2003 年の 211 万人から 2025 年には 3.6 倍の 769 万人に増加すると予測していたが、2007 年の報告書で 2005 年の 217 万人から 2025 年には 372 万人に増加すると修正している。IDP 『Global Student Mobility 2025:Analysis of Global Competition and Market Share,IDP Education,Canberra 2003 p.53IDP,Melissa Banks, Alan Olsen, David Pearce 『Global Student Mobility:An Australian Perspective Five Years On 』
- 11) 横田雅弘ほか (2007) 『留学生交流の将来予測に関する調査研究』一橋大学 留学生センター・留学生課
特別寄稿論文 新田功『オーストラリアの IDP による留学生数の将来予測-Global Student Mobility2025』
- 12) 日本学生支援機構 (2009) 『平成 21 年度外国人留学生在籍状況調査』
http://www.jasso.go.jp/statistics/intl_student/data09.html
- 13) 太田浩 (2009) 『留学生政策の比較：アジアのキー・プレーヤー国（シンガポールと韓国）の政策動向』
<http://www.iminseisaku.org/top/contents/taikai.htm>
- 14) 横田雅弘ほか (2007) 『留学生交流の将来予測に関する調査研究』一橋大学 留学生センター・留学生課
- 15) ゲーリー・アルセン (1999) 『留学生アドバイザーという仕事 』東海大学出版会
- 16) 法務省『留学生受入れに関する施策の実施状況について』
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan89.html>
- 17) 法務・総務両省は 2008 年 1 月 25 日、現行の外国人登録制度を見直し在留外国人の情報を国が一元管理する「在留カード」を使った外国人台帳制度を導入する方針を固めた。
産経ニュース (2008) 『「在留カード」で一元管理 外国人登録制を廃止へ』
<http://sankei.jp.msn.com/affairs/trial/080125/trl0801252047054-n1.htm>
- 18) 法務省入国管理局『外国人の在留手続き資格外活動の許可（入管法第 19 条）』
http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacct/q_a_details1.html
- 19) 法務省入国管理局 (2009) 『留学生受入れに関する施策の実施状況について』
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan89.html>
- 20) 法務省入国管理局 (2010) 『新たな在留管理制度』
<http://www.immi-moj.go.jp/newimmiacct/koumoku1.html>
- 21) 財団法人日本国際教育支援協会 (2008) 『留学生生住宅総合保障の解説』
- 22) 三重県国民健康保険団体連合会『交通事故にあったら』
<http://www.kokuhoren-mie.or.jp/hihokensya/seido/03koutsujiko.html>

- 23) 厚生労働省 (2004) 『外国人国民健康保険法施行規則』厚生労働省令第 103 号, 日本学生支援機構
『外国人留学生への国民健康保険等への加入について』 http://www.jasso.go.jp/scholarship/iry_ouhi.html
- 24) 法務省入国管理局 (2009) 『在留資格の変更, 在留期間の更新許可のガイドライン (改正)』
<http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan70.html>
- 25) 法務省入国管理局 『外国人登録者数』 <http://www.immi-moj.go.jp/toukei/index.html>
- 26) 財団法人三重県国際交流財団の生活相談窓口における相談数 (2007). 「医療・福祉」 103 件, 「教育・文化」 92 件, 「就労」 87 件, 「住まい・暮らし」 78 件, 「出入国・在留関係」 75 件
津市市民部国際・国内交流室 (2009) 『津市国際化基本計画』 P15 2 外国人住民の生活現況
- 27) 総務省 (2006) 『地域における多文化共生推進プラン』 多文化共生推進プログラム
- 28) 渡戸一郎 川村千鶴子 編著 (2002) 『多文化教育を拓くーマルチカルチュラルな日本の現実のなかでー多文化主義と多文化教育の課題』 明石書店
- 29) 横田雅弘 『留学生 30 万人計画と地域の支援』
<http://www002.upp.so-net.ne.jp/kunitachi/univ/200803.html>
- 30) 渡邊優生 (2006) 『多文化共生社会の実現を目指した日本語交流活動』 鈴鹿国際大学紀要 Vol. 13